



## 海外の医療機関で妊婦健康診査を受診される方へ



海外の医療機関で妊婦健康診査(以下、妊婦健診とする)を受診した場合でも、以下の要件をすべて満たす場合、京都府外で受診された場合の費用助成と同様に申請することが可能です。

要件は医療機関等で証明してもらってください。証明の様式は「海外妊婦健診領収証明書」を使用してください。同一内容のものであれば、任意のものでも可能です。証明は1回の受診につき1枚必要です。

### 要件

- ・妊婦健診であることが明らかに明記されていること。
- ・公的医療保険の適用となる診療等ではないことが、明記されていること。
- ・支払った費用には、妊婦健診以外のものが含まれていないこと。
- ・領収書及び明細書の提出が可能であること。
- ・医療機関でかかった費用が診療日のレートで日本円で明らかに確認でき、日本円換算の金額を明示できること。  
※レート換算については、大手メガバンク(三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行)のレートを使用し、「TTM(仲値)」が分かるものを印刷し、添付すること。(銀行名及び診療日と同じ年月日が印字されているものであること)
- ・医療機関名および医師名が領収書等に明記されていること。
- ・妊婦健診の受診日や検査結果が記載された書類の提出が可能であること。

### 提出にあたっての注意点

- ・海外の書類等、日本語以外の言語で記載されている書類のすべてに、日本語訳の記載、または日本語に訳したものを添付してください。
- ・検査項目や検査結果、支払った額が不明な場合は、助成できません。
- ・書類提出の際には、受診した内容に該当する綾部市妊婦健康診査受診券も併せて提出してください。受診した医療機関等で所見等の記入が可能な場合は、記載したものを提出してください。
- ・綾部市妊婦健康診査の内容に当てはまらない検査や治療費等は、助成の対象にはなりません。
- ・産婦健康診査は助成の対象外です。



### 問い合わせ先

綾部市健康こども部こども支援課 母子保健担当

TEL:0773-42-0020 FAX:0773-42-5488